

許可通知書

第 年 月 日 号

申請者 様

高知市長 印

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所 高知市
- 3 建築物の概要
- 1) 主要用途
 - 2) 工事種別
 - 3) 延べ面積
 - 申請部分 . m^2
 - 申請以外の部分 . m^2
 - 合 計 . m^2
 - 4) 申請棟数 棟
 - 5) 主たる建築物の構造
 - 6) 主たる建築物の階数
 - 地階を除く階数(地上階数) 階
 - 地下の階数 階

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、高知市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例第4条第1項ただし書の規定に基づき、下記の条件を付して許可しましたので、高知市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例施行規則第2条第2項の規定により通知します。

記

許可の条件 許可申請書及び添付図書に記載されたとおり

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

許可しない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

高知市長 印

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所 高知市
- 3 建築物の概要
- 1) 主要用途
 - 2) 工事種別
 - 3) 延べ面積
申請部分 . m²
申請以外の部分 . m²
合 計 . m²
 - 4) 申請棟数 棟
 - 5) 主たる建築物の構造
 - 6) 主たる建築物の階数
地階を除く階数(地上階数) 階
地下の階数 階

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により高知市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例第4条第1項ただし書の規定による許可をしないこととしましたので、高知市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例施行規則第2条第2項の規定により通知します。

記

(理由)

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に高知市建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の審査請求に係る判決を経た後に、判決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に係る判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

建築主変更届

年 月 日					
高知市長 様					
届出者 住所 氏名 印					
次のとおり建築主を変更しましたので、高知市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例施行規則第3条の規定により届け出ます。					
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号				
敷地の地名地番	高知市				
建築物の用途					
建築主の住所氏名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">変更前</td> <td style="padding: 5px;">住所 氏名 印 電話 ()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">変更後</td> <td style="padding: 5px;">住所 氏名 印 電話 ()</td> </tr> </table>	変更前	住所 氏名 印 電話 ()	変更後	住所 氏名 印 電話 ()
	変更前	住所 氏名 印 電話 ()			
変更後	住所 氏名 印 電話 ()				
変更の理由					

・建築主が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができます。

処 理 欄	決 裁				受 付
	係	係 長	課長補佐	課 長	

印の欄には記入しないでください。